

総社市介護保険要介護認定等審査資料の開示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第22号

総社市介護保険要介護認定等審査資料の開示に関する規則の一部を改正する規則

総社市介護保険要介護認定等審査資料の開示に関する規則（平成17年総社市規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（費用負担等） 第10条 略 2 略 3 認定審査資料の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）別表の例により負担しなければならない。<u>ただし、第3条第2項の規定による開示請求に係る当該写しの作成に要する費用については、無料とする。</u> 4 第5条第1項ただし書の郵送を希望する者は、<u>写しの送付に要する費用として総社市情報公開条例施行規則別表の例により負担しなければならない。</u></p>	<p>（費用負担等） 第10条 略 2 略 3 認定審査資料の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）別表の例により負担しなければならない。 4 第5条第1項ただし書の郵送を希望する者は、<u>郵便切手により必要な額を負担しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。